

シニア人材を活用していくために

～少子高齢化による人手不足に向けて～

少子高齢化による人手不足を背景に、シニア人材をいかにして活用していくかが雇用をめぐる課題の1つになっています。シニア人材の活用に向けて、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用確保にプラスして、70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の努力義務となりました。そのため、企業では、シニア人材の意欲向上につながる処遇改善など、雇用環境の一層の整備を進めて行くことが求められています。

本セミナーでは、1日目に高年齢者雇用の現状と関連法令について、2日目に高年齢者の雇用促進とその活用事例について、専門家に解説いただきます。

日程	時間	内容
7月10日 (木)	14:00 ～ 16:00	【高年齢者雇用の現状と関連法令】 ○高年齢者雇用の現状 ○高年齢者雇用安定法の義務と努力義務 ○再雇用と同一労働同一賃金 ○高年齢者有期雇用契約 無期転換ルールとその特例
7月11日 (金)	14:00 ～ 16:00	【高年齢者の雇用促進とその活用事例】 ○高年齢者の意欲向上に向けた処遇制度と事例紹介 ○安全な職場づくりと安全衛生管理 ○高年齢者雇用に関する公的支援制度 ○在職老齢年金について

■ 講 師 **社会保険労務士 中宮 伸二郎 氏**

■ 会 場 東京都労働相談情報センター多摩事務所 7階セミナー室（アクセス裏面）

■ 対 象 者 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

■ 定 員 70名（※要事前申込）

■ 申 込 先 東京都労働相談情報センター多摩事務所

HP：TOKYO はたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>

TEL：042(595)8731

■ 主 催  東京都労働相談情報センター多摩事務所

■ 共 催 立川市、昭島市、国分寺市、国立市



天災等による交通機関の運行の影響等やむを得ない事情により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。
中止・延期の際はHP「TOKYO はたらくネット」でお知らせいたしますのでご来場前にご確認ください。